



第3号 令和7年9月1日発行

編集 / 農業委員会広報委員会

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8574

FAX 0834-22-8575

メール nogyo@city.shunan.lg.jp

発行 / 周南市農業委員会

農業の未来を語ろう



清水健吾さん

歳光陵正さん



田布施農工高校3年生の清水さんが、将来の進路を考える中で、地元・周南で農業に取り組む歳光さんに、対談形式でお話を聞きました。

清水

僕は祖母の農業を手伝っていたので、興味を持って田布施農工高校に入りました。高校でいろいろ学んでさらに興味が湧いてきて、将来は農業をやりたいと思いました。いま高校3年で進路を決める時期です。就農するときに大変だったことがあれば教えてください。

歳光

自分の経験をもとに農業を目指すのは、とてもいいね。私も高校時代の週末はずっと家の農業の手伝いをしていました。農業には大型機械が必要で、就農するときに多額の費用が掛かるので大変です。一人で新規就農する方法もあるけど、農業法人などに入る就農方法もあって、法人の

場合は既存設備や機械があるので、後継者として資産を受け継ぐつもりで取り組んだら、農業を始めやすいと思います。私も農業法人に入って農業をやっています。



農業を目指す高校生のリアルな疑問

清水

農業法人の求人はありますか。

歳光

ある程度規模の大きい農業法人なら、求人はあると思います。



清水

さっき農場でドローンを使った散布の様子を見せてもらいましたが、農業をするために必要な免許や資格はありますか。

歳光

普通自動車免許の他に、今は中型免許や大型特殊免許が必要なることもあります。また、トラクター以外にも油圧ショベルを田の補修に使ったりします。

清水

学校ではさまざまな機械の実習もあるし、検定があるのでフォークリフトや油圧ショベルの資格も取ってみたいと思います。

歳光

清水さんは、生物生産科で勉強をしていますけど、農業の中で何をしたいですか。

清水

野菜や果樹の栽培をやりたいなと思ってます。

歳光

それならビニールハウスを使った栽培とか興味あるのかな。

清水

ビニールハウスを建てる技術は

実習で学んだことがあって、ハウスでジャガイモとかサツマイモを育てました。

歳光

農工高校の学習内容は充実してるね。

清水

自分が目指している農業の未来は明るくなってほしいなと思います。農業の未来はどうなってると思いますか。

歳光

私は農業の未来はあると思います。だから、会社員をやめて周南市に戻ってきました。例えば、以前は農業者もたくさんいたので、農地を借りようと思ってもなかなか借りられなかったけど、今は、高齢化で農業をやめていく人も多く、農地を借りて集約化を図ることがやりやすい状況になっています。

清水

集約化…ですか。

歳光

農業は、収穫量で収益が決まります。集約化、つまり、まとまったエリアで耕作面積を増やしてできるだけ少人数で収穫量を確保して、いろいろな方法で販売することを考えます。

他にも、食料に関して海外からの輸入が止まり、食料が不足したら、日本の食生活が成り立たないですね。(輸入ではないけど)去年から米が不足して、そういう時の厳しさを実感したと思います。

清水

そうですね。

歳光

それだけでなく、景観を維持するために、耕作されずに荒れた農地



を地域でなんとかしていこうとする気持ちもあります。農業の明るい未来は、自分たちでどう考えてどう取り組むかという話でもあるんですよ。その時に、清水さんのような若い世代が入っていくことは明るい話題で、その地域も活性化するんじゃないのかなと思います。

清水

農業って自分たちが作った作物や果物などを、いろんな人に食べてもらえるっていうのが一番いいところかなと思っています。それ以外にも、海外からの輸入が困難になった場合を考えると、国内農業はとても重要と思うし、機械化や集約化で収益を確保することのほかにやりがいや使命感も農業の未来には必要なのかなと思います。米不足を実感して、情勢が不安定なことに対する不安な気持ちがありますが、農業法人に就農した歳光さんの話を聞けてとても参考になりました。

※農業法人…農業を営む法人の総称として用いています。



相続した農地、耕作していますか？



農地は所有者が適正に管理するのが原則です。

しかし、さまざまな事情で管理が難しくなることもあります。
農地の管理にお悩みでしたら、**農業委員会**へご相談ください。
例えば、所有したまま他の人に貸したり、農業を引きついでくれる人に
農地を譲ることで農地を有効活用することができます。
農地の管理のためにさまざまな制度を活用して農地を守り、有効利用
をしましょう。

農業委員会事務局 ☎ 0834-22-8574



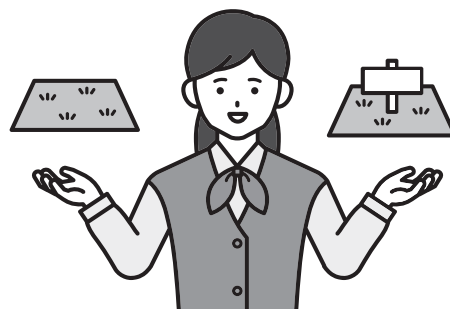
農地を守る 権利設定

農地の貸し借りの方法に、**農地中間管理事業**による貸し
借りがあります。これは、期限を定めて農地の貸し借りを
行う仕組みで、所有者と耕作者の間で貸借期間や賃料
等について合意し手続きを行います。

※ただし、市街化区域内農地は対象外です。

本市ではおよそ1600人がこの制度を利用して貸し出しています。

詳細は、**農業振興課**までお問い合わせください。



農業振興課 ☎ 0834-22-8356

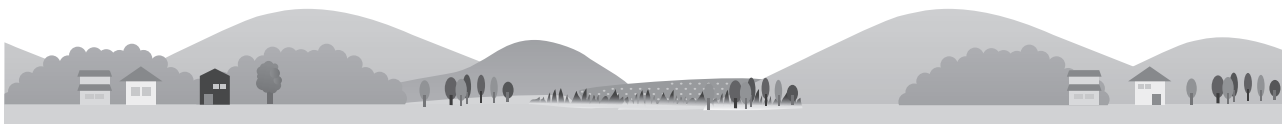
そのほかにこんな制度も

令和5年から**相続土地国庫帰属制度**が始まりました。この制度は、法務局に申請し、
相続した土地の所有権を国に引き渡すことができるものです。

ただし、土地の要件審査があり、審査手数料と負担金（10年分の土地管理費相当額）
が必要です。

なお、相談は事前予約制です。

相談予約 ☎ 083-922-2297（山口地方法務局 不動産登記部門）





農業委員会に寄せられる 質問にお答えします！



Q.1 農業委員会は何をしているところですか？

A.1 農地を守るために、農地の売買・貸し借り・転用の許可などの業務を行っています。

Q.2 農業以外で使っている土地の地目が「田」や「畑」となっているのですが？

A.2 地目が「田」や「畑」のままでは、農業以外の利用に制限がかかります。地目変更には手続きが必要です。

Q.3 休耕田を整地して駐車場として使いたいのですが？

A.3 駐車場に限らず農地を別の用途に使うには事前に届出や許可が必要です。農業委員会にご相談ください。



Q.4 農地を相続しました。何か手続きは必要ですか？

A.4 法務局での相続登記に加えて、農業委員会への届出も必要です。

Q.5 農業に興味があるのですが、農地は農家でないと買えないと聞きました。農地を持っていない私は農地を買えないのでしょうか？

A.5 農家でなくても、農業を始める意思と条件を満たせば取得可能です。まずはご相談ください。

Q.6 相続した農地がどこにあるか分からないのですが？

A.6 パソコンやスマートフォンで、「eMAFF農地ナビ」というWebサイトで、農地情報（所在地・面積等）を確認できます。（市街化区域内農地を除く）

お知らせ

● 農業者年金制度をご存じですか？

農業者年金は、農業に従事する方が加入できる公的年金制度です。節税効果もあり、将来への備えとして多くの方が利用しています。詳しくは農業委員会またはJAまでお問い合わせください。

● 相続登記が義務化されました。

令和6年4月から、不動産（土地・建物など）を相続した場合は3年以内の相続登記が義務化されました。怠ると10万円以下の過料が科される可能性もあります。



編集 後記

今回のテーマは、「農業の未来を語ろう」として、高校生と若き農業者に登場していただきました。その他相続した農地を取り巻く制度について、紹介しました。今回の感想・今後の要望などをお寄せください。

広報委員会